

市立大津市民病院業務継続計画（BCP）策定支援業務 プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「市立大津市民病院業務継続計画（BCP）策定支援業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

市立大津市民病院業務継続計画（BCP）策定支援業務

(2) 業務内容

「市立大津市民病院業務継続計画（BCP）策定支援業務仕様書」を基準とする。

(3) 契約期間

委託契約締結日から平成31年8月31日 まで

(4) 実施場所

市立大津市民病院

3. 予算額

委託料の上限は4,000,000円（消費税額と地方消費税額を含まない。）とする。

4. 実施形式

プロポーザル方式

5. スケジュール

平成30年11月7日（水）	募集開始（実施要領及び仕様書等の配布） 参加申込書・企画提案書受付開始、 参加者による質問受付開始
平成30年11月15日（木）	質問受付締切
平成30年11月19日（月）	質問に対する回答最終日（予定）
平成30年11月27日（火）	参加申込書・企画提案書受付締切
平成30年11月30日（金）	一次審査結果通知（予定）
平成30年12月13日（木）	プレゼンテーション（予定）
平成30年12月19日（水）	二次審査結果通知（予定）

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この告示の日から審査の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 本プロポーザルに参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、アにあっては、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除き、イ（ア）にあっては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。
- ア 資本関係
- （ア）親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- （イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- （ア）一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- （イ）一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 病院（類型・規模は問わない）における業務継続計画（BCP）策定支援の実績がある

こと。

7. 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式7）により、電子メールにて件名に「市立大津市民病院業務継続計画（BCP）策定支援業務プロポーザル質問、送信日、会社名（省略可）」を記載し、様式添付にて提出すること。

また、必ず電話で送信した旨を伝え、担当課で着信したことを確認すること。

なお、郵送、電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

平成30年11月15日（木） 午後5時まで（必着）

※期限後の質問は一切受け付けない。

(3) 提出先

市立大津市民病院法人事務局総務課

メールアドレス：och1020@och.or.jp

(4) 回答方法

市立大津市民病院ホームページによる回答、平成30年11月19日（月）を予定

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び市立大津市民病院契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

なお、平成30年度の大津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、下記オからケの書類については提出不要とする。

- | | |
|---|----|
| ア 参加申込書（様式1） | 1部 |
| イ 申請者の概要（様式2） | 2部 |
| ウ 業務継続計画（BCP）に類する業務受託実績書（様式3） | 1部 |
| エ 返信用封筒（長3（120mm×235mm）の封筒に返信先を記載し、82円切手を貼り付けたもの） | 2通 |
| オ 完納証明書 | |
| (ア) 本店に係る市町村税分（当該市町村発行） | |
| (イ) 支店、営業所等が大津市に存する場合には大津市税分（大津市発行） | |
| (ウ) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税分（税務署発行） | |
| ※（ア）及び（イ）は直近1年度分の納期が到来した全ての税目とする。 | |
| カ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書。写し可）または身分証明書写し | |
| キ 印鑑証明書（写し可） | |
| ※オからキまでに掲げる各証明書については、発行日が3か月以内のものとする。 | |
| ク 暴力団の排除に係る誓約書兼承諾書（様式4） | |
| ケ 役員名簿（氏名、ふりがな、性別、生年月日が記載されているもの。） | |

コ 委任状（様式5）

※本社から営業所へ入札、契約等の権限を委任する場合のみ提出すること。

(2) 提出期間

平成30年11月7日（水）から平成30年11月27日（火）まで
ただし土、日、祝日を除く。

(3) 提出時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 提出方法

持参又は郵送。郵便の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(5) 提出先

市立大津市民病院 法人事務局 施設契約課 契約係

9. 企画提案書等提出方法

参加者は、仕様書の内容を理解した上で、次に掲げる方法で下記（1）アからカまでの書類を期限内に提出すること。なお、提出書類は表紙余白に会社名等を記入すること。

(1) 提出書類

ア 業務計画書（様式は任意 A4版片面2ページ以内） 10部

① 業務開始から納品までのスケジュールについて記述すること。

イ 企画提案書（様式は任意 A4版片面） 10部

① 策定支援についての企画

② 本業務の執行体制

③ 業務（作業）工程表

ウ 参考見積書（様式6） 10部

(2) 提出期間

平成30年11月7日（水）から平成30年11月27日（火）まで
ただし、土、日、祝日を除く。

(3) 提出時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 提出方法

持参又は郵送。郵便の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(5) 提出先

市立大津市民病院法人事務局 施設契約課 契約係

10. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が下記評価基準をもとに審査する。

【評価基準】

項番	評価項目	評価の詳細	配点		評価基準
1	実施体制	① 実施体制	35	10	配置人数など実施体制、連絡体制が十分か
		② 経歴、実績		15	BCP支援業務経歴・実績が十分か
		③ 専門性の確認		10	業務に関する知識・精度、提案に専門性が見られたか
2	企画提案	① 策定支援の方法	40	10	支援の方法は妥当であるか
		② 計画の方向性		10	当院の地域性等の現状を考慮した現実的な提案であるか
				10	国の方針や計画を踏まえたものであるか
		④ 業務(作業)工程表		10	工程表は妥当なものであるか
3	経費見積	① 経費の妥当性	25	25	見積額は企画、提案内容に見合っているか
合 計			100		

なお、一次審査では書類による選考を行い、4者を超えない範囲で選定し、文書により通知する。(平成30年11月30日(金)(予定)。)

ただし、参加申込者が4者以内の場合は、一次審査は実施せず、二次審査のみとする。

二次審査では、最も得点の高い者が委託先候補者として決定する。

1 1. 企画提案に係るプレゼンテーション

(1) プレゼンテーションは、企画提案書の表現を補足する追加説明、審査員からの質疑に対する回答を行うものとし、1事業者あたり発表にようする時間を35分以内(時間厳守)とする。内訳は、提案に要する時間を20分以内、質疑に要する時間を15分以内とする。

(2) 出席者は3名以内とする。ただし、説明者は本業務の管理技術者が行うこと。

(3) プレゼンテーション用のプロジェクターとスクリーンは委託者が用意する。
なお、パソコンは各自が用意すること。

(4) プレゼンテーションにあたって本書に記載のある提出書類以外の資料の配付は認めない。

(5) 実施の日時(予定)

平成30年12月13日(木) 各参加者へ日時・開始時間は別途連絡する。

1 2. 受託候補者の選定及び審査結果の通知

(1) プロポーザル審査委員会が審査基準に基づき、企画提案書及びプレゼンテーション審査の結果を総合的に評価して受託候補者の選定を行う。

審査結果は、審査後速やかにプレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。

(2) 通知時期(予定)

平成30年12月19日(水)

1 2. 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、理由の如何に関わらず返却しない。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。

- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 委託者が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1 3. 情報公開及び提供

委託者は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年3月25日条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの委託先候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 4. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て申請者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザル方式に要した費用を委託者に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申請書【様式1】の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届【様式8】により、担当課あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、委託者が必要と認める場合には、委託者は受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (6) 本業務の申請のために得た情報について、申請者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできない。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、その対象ではない。
- (7) 申請者は、プロポーザル方式の実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (8) 委託業務の継続が困難になった場合の措置
- ア 受託先等の責めに帰すべき事由による場合
- 受託先等の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難になった場合は、委託者は契約の取り消しをすることができる。この場合は、委託業務に係る費用については、受託先等の負担とする。
- イ その他の事由による場合
- 災害その他の不可抗力等、受託先等の責に帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、委託業務継続の可否等について協議するものとする。
- (9) 企画提案書及びプレゼンテーションにおいて提案されたものは、追加費用なく確実に提案内容を実行するものとする。
- (10) その他疑義が生じた場合の措置
- 契約書解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合には、委託者・受託先等は誠意をもって協議するものとする。

1 5. 問い合わせ先

市立大津市民病院 法人事務局 施設契約課 契約係

T E L : 077-526-8517

F A X : 077-522-4720

メールアドレス : och1040@och.or.jp